

空家等は適切に管理しましょう

白井市ホームページより

[Tweet](#)

更新日：2023年08月23日

印刷する

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました

平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、空家法という。）が全面施行されました。

空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされておりま

す。また、空家法に基づき、「特定空家等」とみなされた場合は、市長は、空家の所有者又は管理者に対して必要な措置をとるよう助言、指導、勧告又は命令などができるとされておりま

【NEW】

空家法の一部を改正する法律が、令和5年6月7日に成立し、6月14日に公布、公布の日から6か月以内に施行されます。

これにより、所有者の責務強化、活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等が盛り込まれました。

詳しくは下記の関連リンクから国土交通省ホームページで確認できます。

「空家等」・「特定空家等」とは

空家法では、「空家等」・「特定空家等」を次のように定義しております。

【空家等】

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）

【特定空家等】

以下の状態にあると認められる空家等

1. そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
2. そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
3. 適切に管理されていないことにより著しく景観を損なっている状態
4. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

空家等の適正な管理は所有者等の責任です

空家等の管理は、その所有者又は管理者が自己の責任において行うことが原則ですので、定期的な維持管理をおこなってください。

空家等を管理不全の状態 で 放置した結果、家屋の倒壊等により他人に被害を与えた場合には、空家等の所有者又は管理者が責任を問われる可能性がありますので、ご注意ください。

（空家法第3条）

空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

特定空家等の判定基準（令和4年4月1日から運用開始）

[白井市特定空家等判定基準\(PDFファイル:1.2MB\)](#)



腐朽・破損の進行が進む空家等

Q & A 形式で問い合わせ例を追加しました。

市民と市が連携・協働する「空き家コミュニケーション」

第2次白井市空家等対策計画（令和5年度から令和9年度）では、空き家の発生予防により市の空き家率の上昇を抑制するという基本方針は踏襲しつつ、空き家対策は住宅の所有者のほか、市民一人一人が空き家問題について考え行動することが重要であることから、これを新たに「空き家コミュニケーション」と位置づけ、これまでにあった所有者や近隣住民から問い合わせ回答例を以下に記します。



所有者（相続人）が抱える悩み

所有者からの問い合わせ例

[所有者からの問い合わせ例 \(PDFファイル: 403.4KB\)](#)

近隣住民からの問い合わせ例

[近隣住民からの問い合わせ例 \(PDFファイル: 343.5KB\)](#)



市役所のほか専門家等のアドバイス

所有者の空家等の活用に関する相談先【リフォーム・売却等】

空き家や宅地に関する無料相談について

千葉県では、県民の皆様からの住宅に関するお問い合わせにお応えするため、千葉県住宅供給公社の総合案内所内に、「住まい情報プラザ」を開設しています。

住まい情報プラザでは、県営住宅や公的機関が募集する賃貸住宅に関する募集案内や住まいに関する専門相談窓口等の情報提供のほか、住宅や宅地に関する相談などを無料でを行っています。

[住宅に関する相談や情報提供（千葉県）](#)

[住宅リフォームに関する相談窓口（千葉県）](#)

売却を検討される場合の参考価格（不動産取引の価格情報）

国土交通省が運営するWEBサイトで、実際に行われた不動産の取引価格や、地価公示・都道府県地価調査の価格を検索することができます。

[土地総合情報システム（国土交通省）](#)

相続登記・法律相談窓口【予防・管理】

千葉司法書士会

〒261-0001 千葉県美浜区幸町2-2-1

電話：043-246-2666

市内の不動産会社の紹介窓口【活用】

白井市商工会

〒270-1422 千葉県白井市復1458

電話：047-492-0721 ファックス：047-491-9884

売買・賃貸等の利活用相談はお近くの不動産会社へご相談ください。

管理業務等相談窓口【管理】

公益社団法人 白井市シルバー人材センター

〒270-1415 千葉県白井市清戸765-2

電話：047-498-1717 ファックス：047-498-2888

【NEW】市外在住の所有者向け支援策 ふるさと納税「空き家見回りサービス」

<サービス概要>

- 1 建物の外観目視点検
- 2 敷地内の状況の確認
- 3 郵便ポストの確認
- 4 報告書の作成・送付

詳細は、下記ホームページでご確認ください。

[ふるさと納税サイト（ふるさとチョイス）](#)

[ふるさと納税サイト（楽天ふるさと納税）](#)

関連リンク

[第2次白井市空家等対策計画（令和5年3月改定）](#)

[相続した空き家の譲渡所得3,000万円の特別控除について](#)

[危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金のご案内](#)

[公益社団法人白井市シルバー人材センターと「空き家等の適正な管理の推進に関する協定書」を締結しました](#)

[千葉司法書士会と「空家等の対策に関する協定書」を締結しました](#)

[国土交通省空き家対策PRホームページ](#)

[国土交通省 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律 関連ホームページ](#)

[法務省 令和3年民法・不動産登記法改正、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律等](#)

この記事に関するお問い合わせ先

都市建設部 建築宅地課 建築班

〒270-1492 千葉県白井市復1123番地

電話番号：047-401-4675

ファックス：047-492-3070

[お問い合わせはこちらから](#)

空き家の所有者からの御相談		
よくある質問		回答
1	【予防】 転勤のほか、入院や施設入所等の理由により、空き家になるがどうすれば良いのでしょうか。	維持管理が困難となる場合には、管理・売却等について家族と相談し、空き家コミュニケーションを行うようにしましょう。 また、相談できる人が身の回りに居ない場合には、市や千葉司法書士会等の協定団体及び身近な銀行や不動産業者等に助言や相談を求め、不適切な空き家とならないよう努めましょう。
2	【予防】 現在、住んでいる我が家が、将来、空き家となってしまう、管理する者も居ない。 市へ寄付したいが受け取ってもらえますか。	白井市では、原則として不動産の寄付を受付けていません。 国では、土地を手放すための制度として国庫に帰属できる制度（相続土地国庫帰属制度）が令和5年4月27日から新たに施行されました。 詳しくは以下のQRコードから、法務省のホームページをご確認ください。 
3	【予防】 現在、住んでいる我が家が、将来、空き家とならないよう、法律専門家に相談したい。	市の高齢者福祉課では、おおむね65才以上を対象とした終活個別相談会を行っています。 白井市空家等対策協議会委員の司法書士等が相談員となっていますので、空き家を含む終活全般が、相談いただけます。

4	【予防】 空き家の法定相続人という通知を受けた。どうすれば良いか。	身に覚えのない相続について連絡が来た場合、空き家コミュニケーションを始める必要があります。 まずは、家族及び親せきに相談し、同じく連絡が来ていないか確認しましょう。 相続手続きは司法書士に依頼することもできます。市の協定団体である千葉司法書士会へ相談することをご検討ください。 また、相続放棄をする場合には、問13の回答を参考としてください。
5	【予防】 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正（以下、改正法という。）によって、所有者の責任は増えるのでしょうか。	改正法は、令和5年6月14日公布、公布の日から6か月以内に施行されます。 施行後は、所有者の責務がこれまで以上に強化され、国・自治体の施策に協力する努力義務が生じます。 白井市では、第2次白井市空家等対策計画に基づき、施策を行っていますので、計画を一読いただき、まずは空き家コミュニケーションに協力いただきますよう、お願いします。
6	【予防】 改正法により、空き家の罰則が強化されるのでしょうか。	周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を強化することを目的に、改正法では放置すれば特定空家になる恐れのある（管理不全空家）に対し、管理指針に即した措置を、市町村長から指導・勧告を行うこととなります。 勧告を受けた場合には、固定資産税の住宅用地特例（1/6等に減額）を解除し、更地並みと同等の課税額になりますので、所

		有者におかれましては、このような状態にならないよう努めなければなりません。
7	【活用】 現在、住んでいる我が家又は所有する空き家を、貸し出した方がどうすれば良いでしょうか。	市では、「一般社団法人 移住・住み替え支援機構（JTI）」が運営するマイホーム借上げ制度を紹介しており、一定の条件に該当する場合、どなたでも利用でき、空き家を借上げ、住宅が賃貸可能な状態である限りは終身にわたって転貸し、安定した家賃収入を保証する制度です。 当市においても、本制度の普及に努めており、実際に活用されています。 詳しくは以下のQRコードから、J T I のホームページをご確認ください。 
8	【活用】 所有する空き家を住める状態にリフォームしたいが、何か支援はありますか。	市では、毎月第3水曜日に住宅リフォーム相談会を行っています。予約制となっていますので、開催日の5日までに建築宅地課へご連絡ください。 （毎月1日号 広報しろいに掲載中です。） また、リフォームに要した工事費の一部を補助する制度として、市では親元同居近居支援事業（最大20万円）、住宅省エネルギー設備等導入促進事業（最大10万円）の補助制度を設けていますので、御相談ください。

9	【活用】 空き家を売却したいが、どのくらいで売れるのか知りたい。	国土交通省が運営するウェブサイト（土地総合情報システム）で、実際行われた不動産の取引価格のほか、地価公示・都道府県地価調査の価格を検索できますので、ご利用ください。 詳しくは以下のQRコードから、専用ホームページをご確認ください。 
10	【管理】 空き家の所有者が認知症であるが、家族や親族の身内が、処分することはできるでしょうか。	身内であっても所有者以外の方が無断でその財産を処分することはできません。 認知症により判断能力が不十分な場合には、空き家の除却処分は成年後見人などの選任を家庭裁判所へ行うことが必要となります。 このような場合には、空き家コミュニケーションで、お近くの専門家に相談、若しくは市を通じて協定団体である千葉司法書士会に法律相談ができますので、ご相談ください。

11	【管理】 空き家の所有者が亡くなりました。法定相続人の私は何をすれば良いでしょうか。	相続人が複数人となる場合には、遺産分割協議を行い、速やかに相続登記を行って下さい。 また、居住・賃貸・売却等活用方法を検討し、やむを得ず空き家の状態で所有する場合は、空き家コミュニケーションを行い、近隣住民に緊急連絡先を知らせておくなど、周囲に迷惑とならないように適正管理に努めましょう。
12	【管理】 空き家の相続登記の方法を知りたいので、教えてください。	詳しくは以下の QR コードから法務省のホームページをご覧ください。  手続きは司法書士に依頼することもできますので、市の協定団体である千葉司法書士会へ御相談することをご検討ください。

13	【管理】 空き家の相続を放棄したいが、どうすれば良いでしょうか。	詳しくは以下のQRコードから裁判所のホームページをご覧ください。  相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所へ手続きをする必要があります。 司法書士や弁護士に依頼することもできますので、市の協定団体である千葉司法書士会へ御相談ください。 ただし、放棄後も不適切な管理とならないよう、近隣住民と空き家コミュニケーションを欠かさず行いましょう。
14	【管理】 空き家を所有することになりました。維持管理はどのように行えば良いでしょうか。	周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように、適切な管理に努めることは、所有者の責務です。 遠方に住んでいる場合や、相談できる家族等が身の回りに居ない場合には、空き家コミュニケーションとして、親戚、友人、近隣住民などに空き家の管理を委ねることができる関係の構築に努めましょう。 また、新緑の季節は草木が繁茂しますので、特に注意しましょう。 なお、一般管理は、シルバー人材センターに依頼ができますので、詳しくは以下のQRコードから、市のホームページをご覧ください。 

15	【管理】 空き家が遠方にある、頻繁に見回りにいけない。	問 14 の回答による対応のほか、市外居住者におかれましては、白井市ふるさと納税の返礼品に空き家見回りサービスがありますので、ぜひご利用ください。
16	【管理】 空き家の樹木の伐採を依頼したいが、どのようにすれば良いでしょうか。	樹木の伐採及び処分は、造園事業者へ依頼するようにして下さい。
17	【管理】 空き家内にある家財等を処分したいが、どのようにすれば良いでしょうか。	家財・遺品整理等で処分したいものについては、環境課きれいなまちづくり係（047-401-5429）において相談を受付けていますので、ぜひ御相談ください。 また、不要品をごみとして出す前にリユース（再利用）の検討をお勧めしています。 廃棄処分を減らすことにより、大気中の二酸化炭素を減らすことにつながり、環境負荷を抑えるサステナブルな取り組みであると共に、処分費用の抑制をすることができます。 詳しくは以下のQRコードから、市のホームページをご確認ください。 

18	【除却】 空き家を取り壊したいが、どうすれば良いでしょうか。	解体工事事業者へ依頼するようにして下さい。 なお、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋を取り壊した後に敷地を譲渡する場合には、その譲渡所得の金額から 3000 万円を特別控除する税制の特例措置を受けることができます場合があります。 その場合は、土地の売買契約の中で、「土地の引き渡し後建物を取り壊す」という特約を交わして譲渡した場合はこの適用を受けることができませんので、ご注意ください。
19	【除却】 空き家の解体費用に市の補助金制度はあるか。	白井市には、空き家の解体費用の補助制度はありません。
20	【除却】 空き家を解体すると固定資産税が高くなると聞いたが、本当でしょうか。	固定資産税は、住宅用地特例という制度によって 1 / 6 等に減額されています。家屋が解体され更地となった場合は、特例が受けられなくなりますが、再建築等の理由を申し出ることにより 1 年間は特例が継続されますので、計画にあたっては課税課へ相談ください。

空き家の近隣にお住まいの方からの御相談		
よくある質問		回答
1	【管理】 隣家に管理不全な状態の空き家があるがどうしたら良いでしょうか。	空き家は、所有者（又は管理者等）の許可なく勝手に措置を行うことはできず、適切に管理する責任は所有者等にあります。 所有者等と連絡を取り合える関係性にある場合は、空き家コミュニケーションとして、連絡を試みてください。 所有者等の連絡先が不明の場合は、市の建築宅地課（047-401-4675）に御相談ください。 市では、所有者等を調査のうえ特定し、現地を確認し、適正管理を促す文書の送付することにより、現地の状況を伝え、改善について助言を行います。 相談者へは、その後の対応について可能な範囲で申出者に状況をお伝えします。
2	【予防】 隣人は、高齢の一人暮らしで、将来空き家になるのではないかと心配している。このような場合は、どうすれば良いでしょうか。	所有者の方と直接又は自治会等を通じて、空き家コミュニケーションを行い、突然の入院など、もしもに備え、維持管理が継続されるよう緊急連絡先等を聞いておくようにしましょう。

3	【管理】 空き家の所有者が不明のため、調べて連絡をとってみたいが、どうすれば良いでしょうか。	法務局で「登記事項証明書」（登記簿）の交付や閲覧をすることで、所有者の住所と名前を確認することができます。 また、登記所が保有する登記情報については、インターネットを使用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスもあります。 記載された住所地が、当該空き家となっても、郵便局の転送サービスを利用している場合もありますので、まずは手紙を送付してみてください。 その結果、連絡が取れない場合は、弁護士や司法書士が調査できる場合がありますので、相談してみてください。 なお、市の建築宅地課（047-401-4675）に御相談いただければ、所有者等を特定し、現地を確認のうえ、適正管理を促す文書の送付し、状況を伝え、改善について助言を行っています。
4	【管理】 隣の空き家から竹木の枝等が境界線から越境してきて迷惑している。枝を切除して良いでしょうか。	竹木の枝等が境界線を超える場合については、民事（相隣関係）の問題となり、市で伐採・除草をすることができず、民法に基づき所有者に枝等を切除するよう依頼することとなります。 なお、木の根が敷地内に越境している場合は、越境部分について、所有者の許可がなくとも切り取ることができます。 ※令和5年4月1日、民法改正により、催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相

		当の期間内に切除しない場合や、竹木の所有者やその所在を知ることができない場合は、越境された土地の所有者は切除することができるようになりました。
5	【管理】 空き家に動物が棲みついている、巣を作っているがどうすれば良いでしょうか。	鳥獣保護法により、所有者であっても許可なく駆除や捕獲はできません。そのような状態にならないよう、所有者に対策をしてもらうことが肝要です。 なお、このような事態に至った場合には、所有者は千葉県害虫防除共同組合に連絡し、防除を行うこととなります。 【千葉県害虫防除協同組合】 043-221-0064
6	【管理】 空き家に不法侵入者がいるが、どうすれば良いでしょうか。	不法侵入者が居る間に、急ぎ警察へ通報ください。
7	【管理】 空き家の所有者に管理を依頼してもらえない又は所有者がどこにいったか分からない。隣人として取り得る手段はあるでしょうか。	空き家により、何らかの被害のある隣人におかれましては、利害関係人として家庭裁判所へ財産管理人制度を申し立てることができます。 財産管理人制度には、民法第25条から第29条までに規定する不在者財産管理人制度、民法第951条から第959条までに規定する相続財産管理人制度の2種類があります。 前者は「管理・清算」、後者は「管理・保全」が目的となります。

		ただし、いずれの制度も未登記の場合には制度利用はできませんので、まずは、お近くの弁護士へ御相談ください。
8	【管理】 空き家の所有者が亡くなっている場合、管理は誰が行うのでしょうか。	所有者が亡くなった場合、相続人が管理する責任を負います。 相続人が分からない場合は、空き家コミュニケーションとしてお近くの弁護士や司法書士に相談してみてください。調査できる場合があります。 なお、市に御相談いただければ、所有者等を特定し、現地を確認のうえ、適正管理を促す文書の送付し、状況を伝え、改善について助言を行っています。
9	【管理】 空き家の所有者が亡くなり、相続人が存在しない場合は、どうなるのでしょうか。	民法第940条に規定された相続の放棄をした者による管理義務の内容と、空家法との関係については、国土交通省住宅局住宅総合整備課及び総務省地域創造グループ地域振興室は、平成27年12月25日付け事務連絡において、「相続放棄者は、民法第940条により相続財産である空家を管理する義務を負うが、この義務は後に相続人となる者等に対する義務であり、地域住民などの第三者に対する義務ではない」との解釈がなされています。 この解釈によれば、相続放棄者は、空家法第3条の「管理者」には該当するため努力義務は負うものの、相続人ではない市町村長からの助言・指導又は勧告には従う理由はないということになります。周辺住

		民に悪影響を及ぼすような空家等となっている場合には、最後の放棄者へ適正管理を行って頂くようを依頼します。
10	【管理】 隣家の空き家の所有者の連絡先を教えてください。	市は、個人情報保護の観点から、空き家コミュニケーションであっても、不動産の所有者の氏名・連絡先をお伝えすることは出来ません。 但し、本人の同意を得た場合には、お伝えすることが可能ですので、まずは、市へ空家に関する悩みごとを含めて御相談ください。
11	【管理】 所有者不明の隣の空き地等を買いたい場合はどうしたらいいか。	購入を希望する隣地について、所有者が特定できない又は所在が判明しない場合、相続財産管理人や不在者財産管理人の選任を裁判所に申し立てる手法が考えられますので、弁護士等にご相談ください。

1. 空き家活用株式会社（以下、アキカツ）について

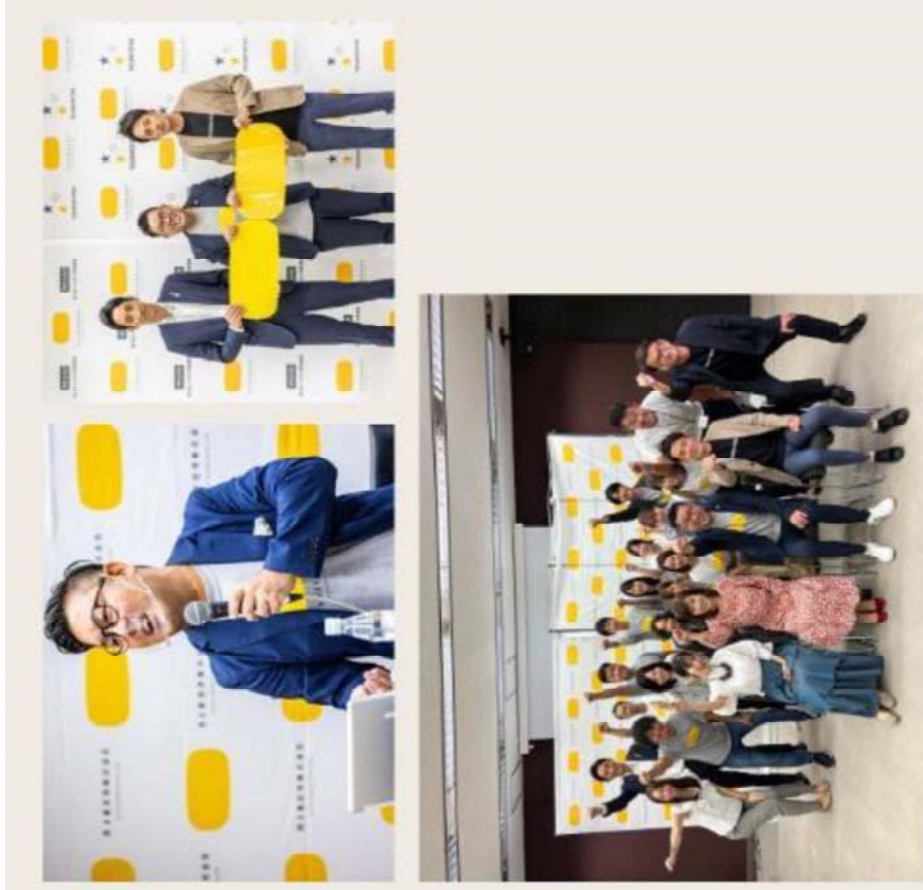
※ 以下、出所の記載がないものは空き家活用㈱HPより引用

1. 空き家活用株式会社（以下、アキカツ）について

※以下、出所の記載がないものは
空き家活用㈱HPより引用

- 空き家活用(株)は、自治体、空き家所有者、不動産事業者等を繋ぐプラットフォーム
- 自治体の空き家対策効率化ツールの提供やアキツカウンター（空き家の相談窓口）を運営。全国の自治体と提携実績がある

会社名	空き家活用株式会社
所在地	【東京本社】 〒107-0061 東京都港区北青山三丁目3番13号 共和五番館2F 【大阪営業所】 〒531-0071 大阪府北区中津3丁目10-4 第一西田ビル3階 Laugh Out 中津
設立	2014年8月
役員	代表取締役CEO 和田 貴充
従業員数	17名
資本金	26,100万(資本準備金含む)
株主	和田貴充 ジェネシア・ベンチャーーズ ジャパン・ベンストレス・システム(東証一部2453) 河合達明(株式会社プラス代表取締役 東証一部2424) キャンナル・ベンチャーーズ(日本ユニシスCVC) 田中邦裕(さくらインターネット株式会社代表取締役 東証一部3778) 菊地誠晃(株式会社リアルワールド 代表取締役 東証マザーズ3691) AGキャピタル 他個人投資家



アキカツ自治体サポート

アキカツ 調査クラウド

自治体の空き家調査把握と
対応業務をDXで効率化する
クラウドツール



アキカツ カウンセラー

関係者の課題に寄り添い、
空き家の流通を実現する
相談「専門」カウンセラー



 空き家活用株式会社
AKIYA KATSUYO Co., Ltd.

© AKIYA KATSUYO Co., Ltd.

ほかにはない提供価値とユニークさ

自治体での空き家対策業務への広範な事例等知識と

一気通貫で実務を外部化できるサービスと体制

調査から
窓口業務など、
一連を一気通貫で
実現可能

実施施策の
広報力、発信の
強み

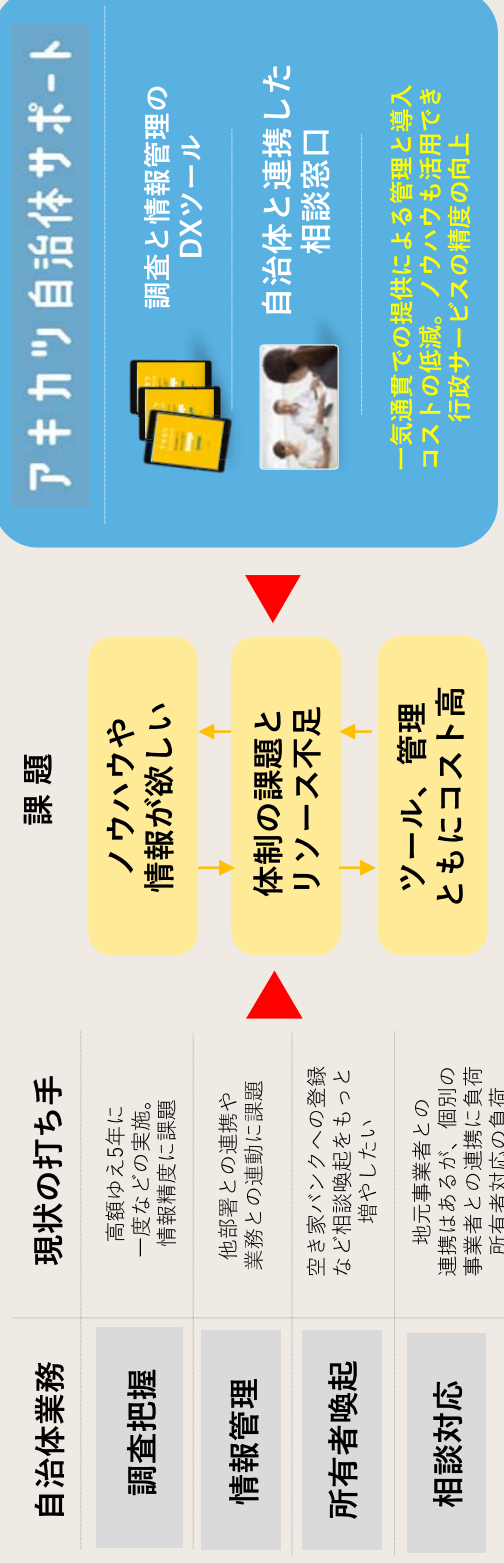
現在の
コストを低減
するシステムと
体制

多くの自治体の施策や課題、国の方針の背景知識

自治体様の課題と提供価値

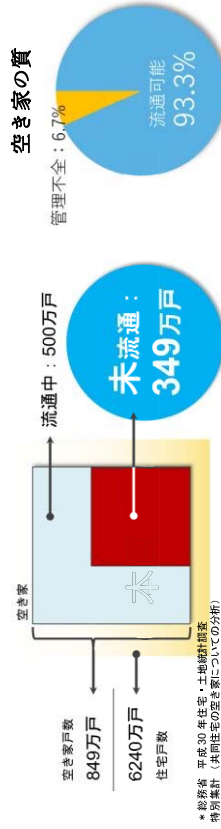
多岐に渡る前例のない課題に、対応苦慮している状態。

効果的施策導入と、実施と管理のコストを圧倒的低減



アキカツ自治体サポートの目的

空き家問題の本質は放置されている空き家



空き家活用株式会社は各自治体に放置されている
空き家を掘り起こし、利活用するまでサポートします

サービス全体の流れ

空き家の実態把握から問題解決まで”一連の仕組み”をご提供



■空き家調査

→自治体が持っている空き家データ利用可、アキカツからは空き家調査&管理システムを提供

■所有者特定

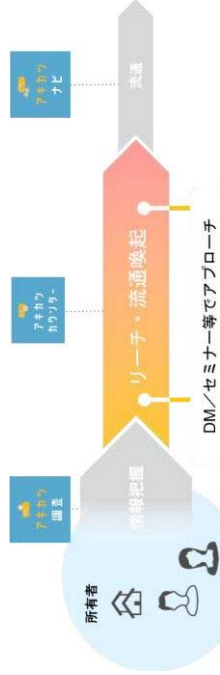
→自治体が管理している固定資産税情報を活用、登記簿謄本から謄本上所有者を特定も可能

■所有者へアプローチ&相談対応

→空き家のことなんなんでも相談できる「アキカツカウンター」を開設、所有者にDM送付

所有者掘り起こしマーケティング

所有者から「いかに相談を受けけるか」の流通喚起施策が重要



①空き家あんしん保険

Powered by **KASA-VO** 強い強いニッセイ損害保険
初年度当社が保険料負担の
放置中の空き家の賠償責任保険

- 放置中の空き家の損害賠償責任保険
- アキカツが初年度保険料負担
- 自治体の所有者通知と連携し広報

②空き家巡回清掃サービス

Powered by **YOURMYSTAR**
全国対応、単発からOKの
点検～清掃サービス

- 遠隔の空き家の点検から清掃まで
- 単発から可能な空き家の管理
- 評価のついた職人による対応

■空き家あんしん保険

→相談窓口に連絡して所有している空き家を相談物件として登録すると、無料で保険対象になる

所有者にメリットを与えることによって相談喚起を促す

空き家調査&データ管理システム

精度高く空家調査ができ、空室を
管理・閲覧共有できるシステム



アキカツ自治体サポートの導入メリット

自治体メリット

- ①地域経済活性化
地元事業者が利活用に対応、雇用創出に繋がる
- ②家計負担の軽減
空き家問題解決にかかる費用を一括して削減
- ③安心安全な社会での生活
空き家による災害リスクを除去、安心安全な地域

相談の入り口から出口までアドバイザーが付き添って最後まで
伴走すること”

© AKIYA KATSUYO Co., Ltd.

みんなニコニコふれあいあそび 「なんだろうな なんだろうな？」

手遊び、わらべうた遊び、遊び歌など親子でふれあい笑顔になる遊びがいっぱいです。

■ 27日(水) 10:30～11:20
■ 0～3歳児親子 先着 20組
■ うさぎの森企画 大盛靖枝さん
■ 子ども劇場千葉県センター共催
■ 20日(木)までに桜台センター
☎ 491-7111 へ

キッズクラブ

しろいdeあそ部の皆さんと一緒にボードゲームを楽しみましょう！
■ 30日(土) 10:00～12:00
■ 小学生 先着 15人
■ 22日(金)までに西白井複合センター ☎ 492-1011 へ

さくらだいクラブ～白井探検隊～ (全3回)

自分たちが住んでいる「白井」について知り、いろいろな体験をしてみよう。
■ ① 9月30日(土) 13:30～15:00
■ ② 11月5日(日) 13:30～15:00
■ ③ 3月2日(日) 9:30～15:00
■ 全日程参加できる市内在住の小学3年生～6年生 先着 8人
■ ①「ボードゲームで遊ぼう」しろいdeあそ部の皆さんと公共施設マネージメントゲームなどで遊ぼう②「ばらっぱまんじゅう作り」地域の人から白井に伝わるまんじゅうの作り方を教えてもらおう③さくセンフェスタでボランティア体験

■ 500円 (材料費)
■ 上履き、飲み物、エプロン、三角巾、タオル
■ 桜台センター ☎ 491-7111 へ

子育て支援講座 ハッピースマイル術

◆ママの美姿勢と子どもの成長～鏡育・子は親から学ぶ(真似ぶ)～
■ 10月5日(水) 10:00～12:00
■ 子育て中の母親 抽選 10人
■ 健康運動実践指導者 西山崇子さん
■ 動きやすい服装 (スカート、ジーンズ不可)、タオル、飲み物
◆家族の笑顔と健康、ママの若さを守る 実践! ホームケア～フェイス、デコルテ、肩甲骨編～
■ 10月20日(金) 10:00～12:00
■ 子育て中の母親 抽選 16人
■ JHA 日本グリーンハートセラピスト協会 宮内典子さん
■ 100円 (材料費)
■ 筆記用具、フェイスタオル2枚、デコルテが開いていて肘まで袖がまくれる服装、飲み物
◆バナナラUNCHで元気な子～生活リズムを整えよう～
■ 10月31日(水) 10:00～12:00
■ 子育て中の母親 抽選 15人
■ 日本成人病予防協会 管理栄養士 高橋志歩さん
■ 筆記用具
■ 全ての講座で保育あり
■ 9月19日(木)までに青少年女性センター (福祉センター内) ☎ 492-2022 へ

LINE公式アカウント
友だち募集中!
@shiroi_city

しごと・求人

創業塾を開催! 全5回

創業予定、創業後5年未満、いつかは創業したい人を対象に創業塾を開催します。数社の創業・事業承継を行った経験から中小企業向けコンサルティングやセミナーを展開する現役経営者を講師に最終的に事業・開業計画の作成まで行います。
■ 10月28日、11月4日・11日・18日・25日 (各土曜日) 10:00～16:00 (昼食休憩有り)
■ 保健福祉センター団体活動室
■ 先着 15人
■ 3,000円 (テキスト代)
■ 白井市商工会 ☎ 492-0721 FAX 491-9884 へ

若年求職者就職活動相談会 in 印西市

ジョブカフェちばと白井市・印西市・鎌ヶ谷市が共催で若年求職者就職活動相談会を開催します。
■ 10月5日(水) 10:00～、10:40～、11:20～、13:00～、13:40～ (各30分間の相談) 予約時間の10分前までに会場へ
■ 印西市役所附属棟2階
■ 就職を希望している15～30歳の人 (学生含む) 各回先着 2人
■ ※ジョブカフェちばの会員登録が必要です (無料・当日登録も可能)。
■ 筆記用具、雇用保険受給中の方は「雇用保険受給資格者証」

■ 9月1日(金)から印西市ホームページを確認の上、印西市役所経済振興課 ☎ 0476-33-4483 へ



スクールセーフティスタッフ

採用期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日
勤務日時	週3日から4日で6:30～8:00、14:30～16:00 (登下校に合わせて前後有) 週9時間～12時間程度
勤務場所	七次台小学校近隣
業務内容	児童の登下校時の交通安全の見守り、安全確保など
時給	985円～ (改定の予定有)

■ 15日(金)までに募集要項を確認の上、学校政策課 ☎ 401-9445 へ



社会福祉協議会非常勤職員

職種など	非常勤職員 1人
採用期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日 (原則更新)
勤務日時	毎週火・木・土曜日の内1日～2日 (2人による交代制) 10:00～16:00
勤務場所	池の上小学校敷地内 (ハッピー・プラザ)
業務内容	池の上小学校地区社会福祉協議会業務
時給	990円

応募条件 普通自動車運転免許を持ち、おおむね60歳までのパソコン操作可能な人 (福祉経験者尚可)
選考方法 書類審査、面接
■ 9月15日(金)までに社会福祉協議会 ☎ 492-5713 へ



シニア

100歳の方に祝い品を贈呈

100歳 (大正12年4月から大正13年3月生まれ) の人に、長寿のお祝いとして市から祝い品を贈呈します。対象者には、9月中旬頃に連絡します。
■ 高齢者福祉課 ☎ 497-3484

水まわり補修講習会

水まわり器具の基礎知識や水漏れの簡単な修理方法などを学びます。
■ 10月4日(水) 9:30～12:30
■ 高齢者就労指導センター
■ 60歳以上の市民 抽選 6人
■ 9月21日(木)までにシルバー人材センター ☎ 498-1717 へ

いきいきボランティア登録説明会

市内にある高齢者施設や保育園・幼稚園などでボランティア活動を

行う「いきいきボランティア」を募集します。地域貢献や生きがいづくりにボランティア活動を始めてみませんか。

ボランティア活動時間に応じてポイントが貯まり、年間最大5,000円の交付金と交換できます。
■ 10月4日(水) 10:00～11:00
■ 保健福祉センター3階団体活動室
■ 65歳以上の市民 先着 30人
■ 筆記用具
■ 白井ボランティアセンター ☎ 492-5716 へ

始めよう! しろい楽トレ体操 (全12回)

体力に合わせて、無理なく楽しみながら筋力アップを目指しませんか。
■ 9月29日～12月22日 (毎週金曜日 9:00～10:00)
■ 65歳以上の市民 先着 15人
■ 500円 (全12回分)
■ タオル、飲み物、筆記用具
■ 参加者を対象に事前体験説明会を9月22日(金) 9:00～11:00に

行います。必ず出席してください。
■ 西白井コミュニティプラザ ☎ 497-5771 へ

エンディングノートを書いてみよう

何から書き始めたら良いのか、具体的にどういうものなのか悩んでしまうエンディングノートについて、書き方を最初から学びましょう。
■ 22日(金) 13:00～15:00
■ 市内在住者 先着 15人
■ ファイナンシャルプランナー千葉支部長 渡辺一江さん
■ 9月12日(木)までに西白井複合センター ☎ 492-1011 へ

敬老会行事開催のお知らせ

市では、敬老会行事を高齢者の長寿のお祝いだけでなく、多くの人が参加、交流するとともに広く市民が高齢者の福祉について関心と理解を深める機会とするため、今年度からは小学校区内に住む高齢者を対象に地域の特色を生かした敬老会を開催します。

◆七次台小学校区
■ 9月23日(水) 10:00～12:00
■ 行事の詳細 ▶七次台小学校区地区社会福祉協議会 ☎ 401-4105、その他お問い合わせ ▶高齢者福祉課 ☎ 497-3484

終活に関する個別相談会開催

「どのように手続きをとってよいのか」「制度の内容を知りたい」などの疑問を司法書士に相談することができます。
■ 28日(水) 13:00～
■ 市役所本庁舎1階相談室
■ 65歳以上の市民 先着 4人
■ 高齢者福祉課 ☎ 497-3484 へ

電話で「お金の話」が出たら詐欺を疑いましょう!

電話de詐欺は 電話de対策!!
STOP! 在宅中も常に留守番電話!
白井市内で今年すでに2,000万円以上の被害が発生しています!
家族・地域で注意しましょう!

空き家対策に係る SNS ターゲティング広告について

空き家の除却、維持管理、利活用等を促すため、県ホームページに各種解決事例を掲載したページの公開及びSNSターゲティング広告を配信。

〔SNS 広告概要〕

○媒体：フェイスブック・Instagram

※フェイスブックフィード、Instagramフィード、ストーリーズ

○対象：上記媒体にアカウントを保有する「愛媛県内在住又は最近この地域（愛媛県）にいた人」、「40 歳以上」

※空き家所有者及び所有者の子・孫に対し、空き家の除却・維持管理・利活用等を促すことを目的とする。

※SNS 広告から空き家問題の各種解決事例を掲載した県HPへ誘導

○配信 1 回目：令和5年8月5日～令和5年8月20日実施

2 回目：年末年始実施予定（2 週間を想定）

〔県ホームページ〕

えひめ空き家相談総合窓口

解決事例別カテゴリー

愛媛県空き家対策ネットワークの会員である県内各市町及びNPO法人愛媛県不動産コンサルティング協会に寄せられた相談事例を基に分類しております。

初回相談については無料です。

※実際に調査や各種手続きが発生する場合は、費用が必要となります。

※事前に戸籍謄本、土地・建物公図、登記簿謄本等をご用意いただきますと、適切な助言・指導や業者紹介ができます。

画像をクリックすると選択したページにリンクします。

売却(賃貸)	7事例	相続	3事例
除却	6事例	点検・維持管理	3事例

〔広告デザイン〕

《フェイスブック・Instagram》



《タイトル》

空き家でお困りごとはありませんか？

《本文》

愛媛県では年々増加する空き家問題について、解決事例を掲載したページを公開しています。

ホームページには「売却（賃貸）したい」、「解体したいけどどうしたらいいかわからない」、「相続を考えたい」、「点検・維持管理を相談したい」など、これまでに寄せられた空き家に関する様々なお悩みに対する事例を掲載中です。ぜひ一度ご覧ください！

えひめ空き家相談総合窓口 URL
<https://www.pref.ehime.jp/h41000/akiya/soudan-top.html>

〔参考：令和4年度〕SNS 配信結果

お盆配信（令和4年8月8日～8月21日 計14日間）

年末年始配信（令和4年12月26日～令和5年1月9日 計15日間）

配信期間	①インプレッション (広告表示回数)	②リーチ (広告表示者数)	③クリック (県HP誘導者数)	クリック率 ③/① (%)
お盆	75,986	31,540	939	1.2
年末年始	86,629	35,024	831	1.0